

### 3 生徒指導部

#### 生徒心得

本校は「友愛・努力・感謝」の校訓を掲げ、德育・知育・体育の調和のとれた人間形成を目指し特に被服に関する専門知識や高度な技術の習得と共に良識ある社会人としての豊かな教養と人格を身につけた実践的、行動的な人材を育成することを目的としています。

したがって、下記の校則を守り、戸畠高等専修学校生としての自覚を持って行動し、学業に専念できるよう保護者のご協力をお願い致します。

#### (1) 学校生活について

項目	内容
通 学	<ul style="list-style-type: none"><li>① 登校時刻8時30分を厳守する。</li><li>② 放課後の活動は16時35分までとする。</li><li>③ 病気その他やむを得ない理由のために欠席・遅刻する場合、8時30分までに保護者が連絡を行う。(早退も同様)</li><li>④ 病気などで早退させる場合、学校は保護者と連絡を取り、確認する。</li><li>⑤ 自転車で通学する者は必ず学校に届け出て、許可を得る。</li></ul>
所 持 品	<ul style="list-style-type: none"><li>① 生徒証は常に所持する。</li><li>② 学習に関係のないものは所持しない。(例:化粧品、CD、音楽プレーヤー、携帯電話、マンガ、菓子等)</li></ul>
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"><li>① 原則として許可しない。 特に事情のある場合は、所定の手続きをとり、保護者面談ののち、許可を得る。</li></ul>
運転免許取得	<ul style="list-style-type: none"><li>① 原則として許可しない。 ただし、3年生のみ進路先等特に事情のある場合は学校で決められた期間以降、所定の手続きをとり、保護者面談ののち、許可を得る。</li><li>② 原付免許及び自動二輪車免許取得は禁止。</li></ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>① 生徒間の金銭の貸し借りは禁止する。</li><li>② 夜間外出は保護者の許可を受ける。</li><li>③ 外泊は原則として禁止する。やむを得ない場合は、必ず保護者の許可を受ける。</li><li>④ 飲酒・喫煙・シンナー・窃盗・万引き等の違法行為は厳禁とする。</li><li>⑤ 遊戯場への立ち入りは禁止する。</li></ul>

(2) 服装について ・下記の学校指定の物以外の着用は認めない。

制 服	<ul style="list-style-type: none"><li>・本校の生徒として、清楚、端正を心がけること。</li><li>・制服（冬服、夏服）、カーディガン、ニットベスト、体操服、靴（通学用、校内用、体育館用、グランド用）、ソックス、通学バッグ、マフラー（エンジまたは紺）、コート（希望者のみ）</li><li>・制服の改造は禁止する</li></ul>
-----	--

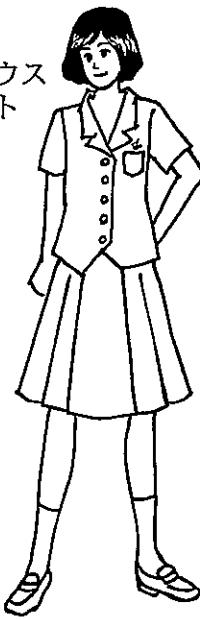
【男女共通】 ・冬シャツ・ブラウスは必ず第一ボタンをとめて、ネクタイ（男子）・リボン（女子）をきちんとする。  
・移行期間でジャケットを着用しないとき、ズボン（男子）・スカート（女子）は、夏冬どちらでも良い。

### 【 女 子 】

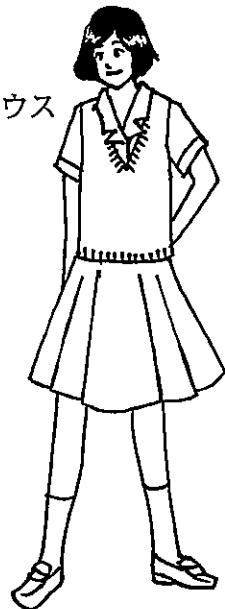
- 完全冬服  
・ジャケット  
・長袖ブラウス  
・リボン  
・冬スカート



- 夏服  
・半袖ブラウス  
・夏スカート

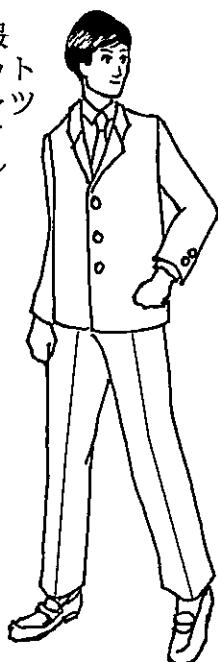


- 合服  
・ベスト  
・半袖ブラウス  
・スカート

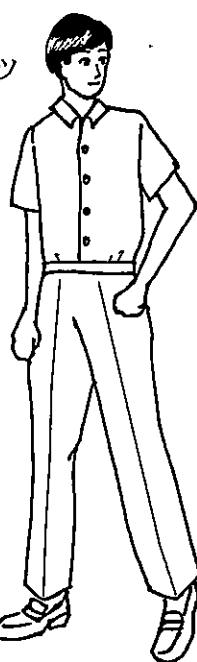


【 男 子 】 ・夏冬を通して、シャツはズボンの中に入れる。 ・ベルトの色は黒とする。  
・半袖シャツのみ、第一ボタンをはずしても良い。

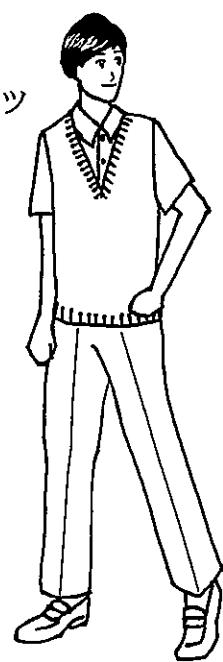
- 完全冬服  
・ジャケット  
・長袖シャツ  
・ネクタイ  
・冬ズボン



- 夏服  
・半袖シャツ  
・夏ズボン



- 合服  
・ベスト  
・半袖シャツ  
・ズボン



(3) 頭髪等について

頭 髮	・前髪は目にかかるない。 ・横は耳にかかるない（男子）。 ・後ろは衿にかかるない（男子）。女子は肩にかかったら耳より下の位置で結ぶ。 ・ゴム・ピンは黒または紺とする。
禁 止 事 項	化粧、ピアス、アクセサリー、カラーコンタクト、パーマ、カール、染髪、脱色整髪料使用、極端な整髪・極端な髪型・変色等は禁止する。

(4) 懲戒について

◎ 平成21年3月31日教育委員会規則第10号

北九州市立戸畠高等専修学校学則

（懲 戒）

第19条 校長は、教育上必要があるときは、生徒に対し次に掲げる懲戒を行うことができる。

- (1) 訓 告
- (2) 停 学
- (3) 退 学

（懲戒による退学）

第20条 前条第3号に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 生徒としての本分を失い、改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 成績不良のため成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由がなく出席の常でない者。
- (4) 授業料の納付を怠った者。